

新たな多文化共生の局面

－「ことばのヤングケアラー」問題に着目して－

A New Phase of Multicultural Coexistence:
－Focusing on the Issue of 'Young Caregivers of Language'－

宮本 恭子

Kyoko Miyamoto

島根大学 法文学部 法経学科

Faculty of Law & Literature, Shimane University

要旨

家族とともに日本で暮らす外国人労働者の増加に伴い、労働者だけでなく家族も含めた、包括的な支援のあり方が求められている。なかでも生活におけるコミュニケーションは必須であり、その際の通訳のニーズが高まってきている。こうした中、こどもがことばの面で一家を支える「ことばのヤングケアラー」問題が浮上している。本研究では、ことばのヤングケアラーの実態と支援ニーズを検証した。ことばのヤングケアラーは、外出の付き添い、通院の付き添い、家事などの多様なケアを担っており、特に医療通訳への支援ニーズが高いことが明らかになった。「ことばのケア」は感情労働の側面が強く、親子の役割逆転によって、子どもの健全な成長が妨げられることもある。家族全員が日本で暮らし続けたい、働き続けたいと思えるような社会を創っていくためには、こどもに過度な負担がかかることのないよう、親や家族へのコミュニケーション支援を充実する必要がある。

はじめに

人口減少局面にある今日の縮小社会では、外国人の貢献を想定した地域づくりが求められている。外国人住民のための支援サービスとして、これまでは多文化共生が政策の重要な柱となってきた。しかし、この政策がスタートしてから約20年が経過し、現在では様々な課題が明らかになっており、見直すべき時期にきている。外国人労働者を受け入れる政策も転換点にある。賃金不払いや失踪などトラブルが絶えない技能実習制度を廃止し、人材確保と人材育成が目的の「育成就労」に変わり、最大の焦点だった転職制限は緩和される¹⁾。

制度変更に伴い、伴われて来日する配偶者や子どもの増加が予想される中、労働者だけでなく家族も含めた生活支援の充実が急務になる。近年急増する「生活者としての外国人」そして労働者のみでなく、家族の生活を含めた多様な観点からの諸問題が浮上していることを踏まえ、帯同家族である子どもや配偶者の将来を見据えた対応が求められる。

経済界も、外国人材の人口1割時代に向けて、目指すべき外国人材との共生社会とステークホルダーの果たすべき役割について提言している²⁾。少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少により、わが国の労働力不足、とりわけエッセンシャルワーカーの不足が深刻化しており、社会基盤の維持や経済成長への悪影響が懸念されている。このため、働き方改革、女性・高齢者の活躍促進、生産性向上に加え、エッセンシャル領域での外国人材の活躍促進が急務となっている。一方で、外国人材が総人口の約1割を占める可能性も指摘されており、地域社会では言語や文化の違いによる分断や摩擦リスクが懸念されている。

こうしたリスクを回避し、持続可能な社会を築くためには、外国人材を単なる労働力ではなく「共に国を支える仲間」として位置づける視点のもと、「外国人材とのあるべき共生社会」の構築こそが、わが国の将来に向けては重要となる。しかし、自治体では医療・保育・教育現場で急増するニーズへの対応が追いつかず、リソースの逼迫が深刻化しており、支援の持続可能性や行政運営そのものに支障を来す恐れがある。

こうした課題を踏まえ、経済界では、特にエッセンシャル領域における外国人材の活躍促進を視野に入れ、就労支援だけでなく教育・生活支援を含めた包括的な支援のあり方について検討を進めてきた。今回の提言では、支援主体となるべき国・自治体・企業等が共通の方向を持てるよう、「外国人材とのあるべき共生社会」を定義し、それに基づく施策検討の指針を示すとともに、国・自治体・企業等の役割と具体的な方策を提示した。

目指すべき「外国人材との共生社会」の定義については、相互尊重と公平な社会の実現、自助を前提とした包摂的な支援と活躍の促進、安全と安心の確保の3つを提言し、優先的に取り組むべき施策として、国による「共生支援プログラム」の構築と受講促進、外国人子女が身に付けるべき日本語能力水準の規定と小・中学校教育の義務教育化、共生を推進する企業に対する国の認証制度、企業による生活支援の強化、複線的なキャリアステップ形成と適切な人事・育成体制の構築と発信の促進を掲げた。外国人政策の実効性担保に向けた施策としては、外国人政策の実効性担保に向けた施策、共生政策を統括する横串機能をもった組織の設置（事務局と戦略会議）を位置付けた。今後は、経済界の提言にあるように、労働者だけでなく家族も含めた、就労支援と教育・生活支援を含めた包括的な支援が課題となる。

「外国人を地域の住民として受け入れ、行政サービスを提供する。生活者として応援する。」これが従来『多文化共生』であった。いま、自治体はその枠を超えて、外国人材を自ら積極的に確保し、活躍を支援する役割も求められるようになってきている。また、外国人労働者はさらに増え、帯同家族も増えていくだろう。教育や社会保障のサポートも必要となる人たちである。外国人に住んでもらう攻めの多文化共生を、定着支援策とともにより進めていく必要がある。地域での新たな形での受け入れや、受け入れ体制等の整備に向け、多文化共生はようやく次の局面を迎えつつあるといえるであろう。

次の局面にどう向き合えばいいのか。理解を深める取組の一つとして、家族も含めた包括的な支援のあり方に着目したい。なかでも生活におけるコミュニケーションは必須であり、その際の通訳のニーズが高まってきている。こうし

た中、日本語が苦手な親がこどもに通訳や翻訳を頼るといふ、こどもがことばの面で一家を支える「ことばのケア」の問題が浮上している。こうしたこどもを「ことばのヤングケアラー」と言い、病院や行政機関に行く両親の「通訳」として付き添うために学校を休んだり、両親の行政書類を代わりに書いたりする。

こどもが「ことばのケア」を担うために学校を休むことで、授業についていけなくなったり、友達と遊べなくなるなどの、教育面での遅れや生活面への影響が出ているケースもある³⁾。こうしたことから、まだ注目されることの少ない「ことばのケア」問題に着目することは大きな意味を持つと考えられる。家族と暮らす外国人労働者の増加に伴い、「ことばのケア」を担うこどもは多く存在していると考えられる。しかし、その実態は解明されないままである。本研究では、「ことばのケア」問題の実態を探求し、その対応のためにいかなる支援が必要なのかを検討することを目指す。

ヤングケアラーの存在は、イギリスでの調査によって明らかになりかつ研究は先行している⁴⁾。日本では、2000年ころから介護者支援の文脈で、先行するイギリスでの研究を紹介する形で、ヤングケアラーの研究がはじまった⁵⁾。具体的な支援についても、こども家庭庁がヤングケアラー支援強化事業⁶⁾を展開するなど開始され始めているが、支援の実効性を模索している状況にある。社会問題としてのヤングケアラー問題は、こどもの貧困やヤングケアラーを取り巻く社会構造との関連など、従来の研究体系に留まらない広い視野を持って研究を行い続ける必要がある。そのために分野横断の学際的な調査研究が必要であるが、限定的である。また、「ことばのケア」問題解決のため必要な支援ニーズについても解明が進んでいない。

本研究では、こどもがことばの面で一家を支える「ことばのケア」の問題に着目し、「ことばのケア」の実態を解明し、「ことばのケア」問題解決のため、社会実装に必要な支援ニーズを明らかにすることを通して、労働者だけでなく家族も含めた包括的な生活支援のあり方を検討することを目的とする。さらに、新たな「多文化共生」の方向性を探求することを目指す。そのために、「こ

とばのケア」問題解決のため必要な支援ニーズについて、当事者サイドとサービス提供者サイドの両方から検証する。具体的には、まず、ことばのヤングケアラーの実態と支援ニーズを把握するために、「令和6年度島根県子どもの生活に関する実態調査」⁶⁾の個票データを用いて、二次分析を行なう。次に、こども家庭庁のヤングケアラー支援体制強化事業である「外国語対応通訳派遣支援」事業⁷⁾を実施している自治体へのインタビュー調査を実施し、その結果を基にことばのヤングケアラーとその家族の求めている支援ニーズを検証する。

I. ことばのヤングケアラーのケア状況

1. 分析方法

島根県のヤングケアラーの現状を、「令和6年度島根県子どもの生活に関する実態調査」の二次分析を基に把握する。

1.1 「令和6年度島根県子どもの生活に関する実態調査」の目的

次世代を担う子どもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、健やかに育ち、夢や希望、意欲にあふれ自立した人間へと成長することができる社会づくりに向けて、子どもの貧困対策における効果的な支援のあり方を検討するための基礎資料を得るため、県全体の子どもの生活実態や学習環境等について調査を行った。

1.2 調査時期

令和6年5月である。

1.3 調査方法

学校を通じて配布・しまね電子申請サービスへの入力または郵送での回収。調査票は、児童・生徒が回答する「子ども票」と保護者が回答する「保護者票」

から構成され、子どもと保護者それぞれが WEB 上でしまね電子申請サービスを利用して記入の他、個別に封かんしたものを封筒に入れ、一式を島根県健康福祉部地域福祉課へ返送する形での回収も実施した。

1.4 調査対象

調査対象は、島根県内の学校に通学している小学5年生・保護者5,820人、中学3年生・保護者5,749人、高校2年生・保護者6,505人である。有効回答数、有効回答率は、小学5年生1,606人(27.8%)・保護者2,058人(35.6%)、中学2年生1,366人(23.4%)・保護者1,857(31.8%)、高校2年生1,388(22.9%)・保護者1,771(29.3%)であった。

1.5 分析方法

本調査では、個票データを申請者が入手し、「家族の中にあなたがお世話をしている人はいますか。」「の質問に対して、「いる」と回答した者を対象に、「あなたはどのようなお世話をしていますか。」の質問に対して「通訳」と回答した者を「ことばのヤングケアラー」として抽出し、「通訳以外の世話をしている内容」とクロス集計を行った。

2. 「ことばのヤングケアラー」が通訳以外に世話している内容(表1)

「ことばのヤングケアラー」と回答した小学生は1人、中学生は2人、高校生は2人であった。「ことばのヤングケアラー」が通訳の他に行っている世話の内容は、「家事」が5人、「外出の付き添い」が2人、「通院の付き添い」が1人、「身体的な介護」が1人、「感情面のサポート」が1人であった。「ことばのヤングケアラー」は家事も行っている者が多く、外出や通院に付き添って通訳している現状がうかがえる。

表1 家族の世話として通訳をしている子どものうち、
通訳のほかに行っている世話の内容（複数回答可）

	該当者数 (人)	家事 (食事の 準備や掃 除、洗濯)	きょうだ いの世話 や保育所 等への送 迎など	身体的な 介護 (入浴や トイレの お世話な ど)	外出の 付き添い (買い 物、散歩 など)	通院の 付き添い	感情面の サポート (慰撫を 聞く、話 し相手な るなど)	見守り	通訳(日 本語や手 話など)	金銭管理	業の管理	家計を 助ける (働く)	その他
島根県	5	4	0	1	2	1	1	0	5	0	0	0	0

II. 「外国語対応通訳派遣支援」事業の実施状況

1. 「外国語対応通訳派遣支援」事業の概要

大人に代わって日常的に家事や家族の世話をするヤングケアラーの支援について、こども家庭庁は、子ども・若者育成支援推進法を改正し、初めて法制化することを決めた⁸⁾。国や自治体の支援対象と位置付けることで、対応の地域格差解消などにつなげる。ヤングケアラー支援は、法律による明確な根拠規定がなく、支援団体などが法整備を要望していた。同法改正案では、ヤングケアラーを「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義し、支援対象に加える。家事や家族の世話は子どもの期間だけでなく大人になっても続くことなどから、適切だとの判断である。年齢で支援が途絶えるケースを防ぐとともに、実態把握や関係機関の連携を強化する。

ヤングケアラーについては、令和3年5月に取りまとめられた「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告」⁹⁾において、早期に発見し適切な支援につなげることが明記された。これを受け、国は地方自治体による実態調査やヤングケアラー・コーディネーター配置等の体制準備を後押ししており、令和5年度からは、外国語対応が必要な家庭に対する通訳派遣も支援するなどしている。

ヤングケアラーへの支援体制強化事業のひとつであり、日本語が第一言語でない家庭の病院や行政手続き等の支援に必要な通訳を派遣又は配置する事業である。外国語対応が必要な家庭では、日本語が苦手な親の通訳をこどもが担っ

てるケースもあり、外国語対応通訳支援事業に対する期待は大きいですが、令和7年度に「外国語対応通訳派遣支援」を実施する自治体は、東京都港区、東京都文京区、東京都品川区、東京都江戸川区、神奈川県、長野県、静岡県浜松市、大阪府大阪市の8自治体にとどまる¹⁰⁾。

2. 「外国語対応通訳派遣支援」事業のインタビュー内容

「外国語対応通訳派遣支援」事業を実施している自治体を対象にインタビュー調査を依頼し¹¹⁾、情報提供を受けた自治体の事業状況を下記に示す。

2.1 A市ヤングケアラー外国語通訳派遣事業

A市は令和5年8月に事業を開始した。市内の各区役所で、ヤングケアラー外国語通訳派遣の相談・申請を受け付ける。親がこどもに通訳を頼っている市民を対象に、こどものケア負担を軽減することを目的として通訳者を派遣し、区役所での行政手続き等に同行して通訳を行う。市が本事業をはじめた経緯は、令和3年ヤングケアラー実態調査（中学生）の結果、通訳を行っているこどもの存在を把握したことや、国の補助メニューの創設がある。また、市長もヤングケアラー支援推進に積極的であり、市長の重点予算に入ったことも大きい。これがなければ実施は難しかった。利用実績は、令和5年度7件、令和6年度37件と伸びている。

通訳は、無料で何度でも利用できる。利用できる内容は、(1) 区役所などの行政機関での相談や手続き、(2) 学校など教育機関への入学手続き、(3) 医療機関での受付け、診察、会計、予約など、(4) 福祉サービス事業所でのサービス利用時、(5) 自宅でのケアプランやサービス利用支援作成時の面談、家事育児訪問支援事業や訪問型福祉サービスの利用時、(6) その他この事業の目的に沿っているもの、等である。

通訳できる言語は、中国語、韓国語、英語、ベトナム語、ネパール語、タガログ語である。利用経路は、A市がこどもの貧困対策のひとつの事業として始めた「A市こどもサポートネット」の枠組みの中で、教育、地域と行政がつ

ながる仕組みを利用して相談につながる。A自治体のスクールソーシャルワーカー（高校生）や地域の支援団体から子育て支援室に相談が入る。ヤングケアラー世帯からの直接の申し込みはない。

利用者の家庭状況、ケアの状況は、以下のように多様である。児の養育状況がわからない家庭、福祉サービスに否定的でビザ失効間際や保育所等の必要な手続きが未済、「わからないから手続きしない」というパターン、健康保険証が失効している、精神疾患である母のサポート（児が通院同行）、母が日本の暮らしに馴染めない、ネグレクト、こどもに発達障害などの課題があるケースもある。国籍別では、フィリピン人、中国人が多い。韓国人住民は多くコミュニティもあるが、韓国人からの相談はない。貧困家庭ばかりではなく、タワーマンションに住む家庭の利用もある。

利用できる人は、A市内に住んでいる18歳以上の市民で、日常生活を送るために、こどもの通訳に頼っている市民、ヤングケアラーが家族であり、当該ヤングケアラーがA市内に住んでいるなどのすべてにあてはまる市民である。事業実施にあたり配慮した点は、本事業の周知・説明時に通訳を利用できるようにしたことである。これは、通訳事業を説明するために通訳が区役所職員に同行することはできる制度である。当初、ことばが通じない親に事業をどう説明するかという課題があった。こどもがそばにいたら、こどもが通訳する可能性もあり、そうなるとこどもをヤングケアラーにしてしまう。そこで、事業説明時に通訳に同行してもらった制度を活用した。

継続支援へのつながりも課題である。本来、大人である親等への通訳支援が必要であるにもかかわらず、未就学児や若者、こどもがいない世帯など、ヤングケアラーがいないと本事業を利用できない。18歳以上や未就学児は対象外であり、事業の狭間ができています。またヤングケアラー支援に限ったことではないが、通訳派遣を利用したいと自ら考える人が少ないことも課題である。こどもがいるから不便を感じていない親も多い。さらに、通訳支援が無料ということへの疑念が払しょくできず、支援に至らなかったケースもある。

利用者からは、「良かった」という声が多く、今のところ苦情はない。親か

らは、「いつもこどもとばかり会話しているので、大人同士で世間話ができる良かった」という声も聞かれる。本事業は民間事業者への委託であるが、委託事業者の通訳者には、「自分もこども時代に親の通訳をしていた」という元ヤングケアラーが多いのも特徴である。

2.2 B自治体ヤングケアラー通訳支援事業

2.2.1 事業の概要

- ・事業開始年月

令和5年4月

- ・事業を始めた経緯

令和5年に厚生労働省がヤングケアラー支援の一環として外国語支援の予算を新規で設ける発表があり、庁内で検討した結果、外国籍県民数の多い当県でも実施すべきという判断のもとに開始を決定した。

- ・担当部署

国際課外国籍支援グループである。開始にあたり担当部署をこども担当課とするか国際課とするかの議論があったが、既に外国籍県民向けに通訳支援事業を民間団体へ委託しており、親和性が高いことから国際課が担当することになった。事業は医療通訳の啓発・普及を行う民間団体に委託している。

- ・事業目的

家族の言語支援を行うヤングケアラーの負担を軽減するため、多言語対応が必要な家庭への通訳支援を行う。主な通訳派遣場所は、公的サービス（国・県・市町村の機関）、県内の医療機関、ヤングケアラーの家庭、その他（県国際課に要相談）である。費用は無料である。

- ・通訳依頼者

B自治体の児童相談所、B自治体の市町村のヤングケアラー所管課、教育機関（県内公立学校に限る）、医療機関（医療通訳派遣システム事業に加盟する協定医療機関に限る）、その他（B自治体国際課に要相談）

- ・支援対象者

ヤングケアラー（家族の言語支援を行う小学生、中学生、高校生、大学生）の家族のうち、通訳依頼者が通訳支援を必要と判断する者である。通訳支援を必要とする者は公的機関が判断し、委託団体が聞き取りを行い、その結果を基に国際課が事業の対象者として認定する。子どもや家族から利用したい旨の申し出があれば、それを受けて自治体が通訳依頼者となり利用申し込みをする。当事者からの申請による利用開始の仕組みはないが、当事者からの申し出を排除するものではない。

- ・利用の仕組み

通訳依頼者（児童相談所、市町村ヤングケアラー所管課、公立学校、協定医療機関）がヤングケアラーへの通訳を必要と判断した場合に、委託団体へ相談が入る。相談を受けた委託団体が支援対象と判断した場合に、依頼者から依頼書を提出してもらい、通訳者を調整の上、現場に派遣する。通訳者の登録者数は160名である。稀少言語への対応ニーズが高まっているが、通訳者が不足している状況である。通訳実施後に依頼機関から報告書を提出してもらい一連の手続きが終了となる。

- ・通訳派遣できる言語

スペイン語、ベトナム語、ポルトガル語、タガログ語、ロシア語、タイ語、英語、中国語、韓国・朝鮮語 ※その他、言語は要相談

- ・通訳利用できる内容・場面

通訳内容は限定していないが、学校での面談、病院での診察、役所での手続きを想定している。

- ・広報

自治体のヤングケアラー所管課を通じて市町村ヤングケアラー所管課へ、教育委員会を通じて県内の公立学校へ、定例会議を通じて協定医療機関へ周知している。依頼機関である現場のスタッフが理解しやすいように内容を詳細にリーフレットに記載している。

- ・予算規模

年間495,000円である。当初、利用人数の見込みがわからなかったので50万

円以内とし、月1件くらいの見込みで予算化した。

2.2.2 実施状況

・利用者数、利用実績（延べ）

令和5年度は5件であった。令和6年度は、申請機関を行政等だけでなく学校にも拡げ、利用者の増加を推進した結果、35件に増加した。そのうち30件は医療機関での通訳、残り5件は支援学校、児童相談所などの利用である。リピーター複数回利用者もいるため、実人数ではない。

・通訳事例

学校での3者面談、医療機関受診、行政窓口対応等が多い。具体的な事例を下記に示す。

○中学生の当事者が、自分の病気に関し、親に医療者のことばを通訳するケース。なかには、精神的な病気のケースや、自己免疫疾患などの病気の説明が難しい通訳に苦慮するケースもある。

○中学生が親の通院に付き添うが、医療者が子どもの通訳を信頼しきれず治療が進まないケースもある。

○高校生が親の通院に付き添い医療者のことばを通訳するケース

○障がいをもつきょうだいの支援学校や通所先について、障害をもたない子が親に説明するケース

○外国籍の3人きょうだいの家庭で、第1子と3子が障がい児のため、小学2年生の2子が通訳を行う事例もある。

・利用に至る経路

市町村のこども家庭課、学校のスクールソーシャルワーカー・教師、医療通訳派遣システム事業協定医療機関からの依頼が多い。

・利用者の家族状況・ケア状況

日本語ができない親とある程度日本語ができる子どもの家庭が多い。

・通訳を担っているこどもの状況

小学生、中学生、高校生で、親の通院に付き添うために学校を休む、第1

子・第3子に障害があり、健常の第2子が親の通訳をしている小学2年生の例もある

・他の支援やサービス、関係機関へのつなぎ、連携状況

スクールソーシャルワーカーから必要な行政機関への通訳支援を依頼してきたケースがあったが、登録ボランティアが少ない言語であったため、希望日に派遣できる通訳スタッフが見つらず派遣できないケースもあった。稀少言語の場合対応が難しいケースが多い。

・派遣する通訳者の特徴

登録している外国出身の通訳者の中には、幼少期に日本に来てヤングケアラーだった人がいると思われる。また、日本人登録者の中には、外国で自分が親の通訳をしたことがある人がいるかもしれない。

・利用者からの声、反響、課題

ヤングケアラーと呼ばれる支援対象者たちは、幼少期から家族の手伝いの一環として通訳を行うことが多く、誰かに助けを自発的に求めるケースが少ない。そのため、ヤングケアラーを対象に通訳支援事業を実施することで、潜在的な「ことばのヤングケアラー」の発見につながることを期待できる。課題は、潜在的な支援対象者を把握するために、どのように周知をすれば情報を届けられるのかがある。また、通訳者が通訳だけでなく、ヤングケアラーが置かれている状況を察知し、支援につなげようとする気持ちを持つことも重要である。言語面だけでなく、生活面でも親や兄弟の世話をするなど複層的なケアラーになっていることが多いと考える。

・その他（委託民間団体のコメント）

○通訳者の資質として、通訳能力だけでなく依頼者に寄り添うとする気持ちを持てるかどうかも重要である。また、そのような気持ちを相手に持ってもらえるかどうかも重要である。

○なぜ、子どもが通訳を担う現状が生まれるのか

通訳支援の行政サービスはあっても、通訳者よりはこどもの方が良いという親もいる。慣れている、こどものほうが気が楽である、通訳者には気を遣うな

どがある。通訳者との間にも信頼関係は必要である。

○通訳事業を優先的に行なう必要がある事案

治療方針の説明はこどもには無理である。また、学校の成績のことは自分の事なので通訳して親に伝えにくい場面もある。障害のある子どもにも必要である。

○日本語教育支援のサービスはあっても親が日本語を学ばない理由

日本語は難しい（ひらがな、漢字、かたかななど、場面によって言葉が異なる。例えば、転倒と転ぶ、上着を羽織りものなど、方言、敬語など）

2.3 C市ヤングケアラー通訳支援事業

2.3.1 事業の概要

・事業開始年月

令和5年4月1日

・事業を始めた経緯

令和3年度に実施したヤングケアラー実態調査の結果から、「通訳」と答えた児童の割合が10.1%であり、県全体（6.6%）や県内他市（3.3%）と比較して高かった。このことをもって通訳支援の必要性を感じ事業に至った。

・担当部署

こども家庭部子育て支援課

・事業目的

日本語によるコミュニケーションに困難を抱える外国人市民が、日本語会話ができるこどもを同伴させ、医療機関を受診することがあり、こどもの負担がみられた。こどもの負担を軽減させるため、主に各所属からの依頼により通訳者を派遣する。（対象世帯からの申し込みも可）

・利用の仕組み

子育て支援課へ対面、電話、メール、ロゴフォームにて申し込みをする。その後、ヤングケアラーコーディネーターがC国際交流協会と通訳の調整を行う。

・通訳できる言語

ポルトガル語、タガログ語、インドネシア語、スペイン語、英語、中国語

- ・事業対象家族

保護者の受診時に学校を休んで通訳を行っている、または負担に感じている
18歳未満のこどもがいる家庭

- ・通訳利用できる内容・場面・手続き、利用頻度

日本語によるコミュニケーションが困難である家族が通院をする際に、18歳未満のこどもが学校を休んで家族の代わりに通訳を担っている場合は通訳支援を利用できる。基本的に派遣申請受理と国際交流協会への通訳申込は子育て支援課で行う。利用頻度の調整は随時行う。

- ・利用料

無料

- ・広報

ホームページ（ヤングケアラー）に掲載、ヤングケアラー相談窓口チラシに掲載し、市内の医療機関へヤングケアラーコーディネーターが出向き事業説明を行った（R6年度23か所訪問）、ヤングケアラー支援に関する講座等での周知

- ・自治体予算規模

768千円（R6年度）

2.3.2 実施状況

- ・活用事例

医療機関職員から、フィリピン国籍の人工透析を行っている患者に、年末の医療機関受診方法（緊急連絡先、送迎のバスが休みになること）の説明を行いたいが、こどもに通訳をしてもらおうと、学校を休んでもらうことになる。こどもに学校に行ってもらい、こどもの代わりに通訳をお願いしたいとの依頼であった。

- ・利用者数

1件1名（令和5年度）

- ・利用に至る経路

看護師が国際交流協会に通訳依頼の連絡を入れたところ、協会の職員が内容を聞き取る中で、ヤングケアラー支援が必要であると判断し、ヤングケアラー相談窓口連絡するようにアドバイスした。その後、ヤングケアラー相談窓口連絡が入り、事業実施の手続きに進んだ。

- ・利用者の家族状況

母はフィリピン国籍。

- ・主に通訳を担っている者のプロフィール

こども（自閉症、16歳）は特別支援学校に通学している。母が平日に透析を受けることになり、病院から母へ説明を行いたい際には、こどもが学校を休み通訳をしていた。こどもが通訳するために学校を休むことで、授業についていけなくなる、友達と遊べなくなるなどの影響が出ている。また、通訳することで保護者の病状を知ることになり、つらい気持ちになる。保護者も同様の気持ちになっているのではないかと思われる。また、治療方針の選択や、それに伴う経済面の確認も担わなくてはならないなど負担は大きい。

- ・事業実施者

市直営で実施している。

- ・他のコミュニケーション支援事業や通訳派遣事業があるにも関わらずこどもが通訳するに至る現状、要因をどのように考えるか

病院訪問時等に相談員や医師と話をしたところ、病院内に外国語を話せる職員がいない場合、患者（家族）の症状を身近で見ている、通訳をしてくれるこどもはありがたく、「次もまた通訳に来てね」と言ってしまう。

- ・要因（当事者）

身内が通訳してくれることで安心感がある。その反面、病気の内容など聞かれないこともある。

- ・要因（病院側）：

親の体調等を身近で見ているこどもに通訳してもらえる安心感がある。その都度、通訳を依頼することが大変である。各病院に常駐の多言語通訳がおり

ず、申し込みなども分かりにくいこと。外国人の医療機関受診のハードルが高いことがある。

- ・ 課題

課題は、通訳支援事業の内容を正確に必要な場所及び人に周知すること。

- ・ 利用者や住民からの声、反響など

利用者（患者）の声としては、「通訳者がいたおかげで不安に思っていた薬の事や病気の内容を細かく確認することができて安心した」。医療機関職員の声としては、「今まで患者とのやり取りは、スマホの翻訳機能で筆記にて行っていた。伝えたことが伝わっていたのか不安だったので確認がとれてよかった」。

- ・ 自治体や民間団などが行っている子ども、大人に対する通訳支援事業の実施状況

C市役所国際課向けに「やさしい日本語」活用の手引きを作成している。C国際交流協会、自治会活動、福祉や教育・保育その他の生活に必要な場面で必要なときに通訳を行う。

2.4. D自治体ヤングケアラー通訳支援事業状況

2.4.1 事業概要

- ・ 事業開始年月

令和5年8月

- ・ 事業を始めた経緯

区が令和4年度に実施したヤングケアラー実態調査の結果から、家族などの世話をしている子どもが、調査以前にヤングケアラーとして把握していた人数よりも多く存在することが分かった。また、家族の世話をしている子どもの多くが食事や掃除などの家事、兄弟・姉妹の世話、日本語が話せない親の通訳などにより、健康状態や学校生活に支障が生じ、自分の時間を確保できない状況であることが分かった。実態調査の結果では、父親、母親を世話する中学生の23%が「親が日本語が苦手だから」と回答した。これらを踏まえ、外国語通訳

派遣事業を開始することとした。

・担当部署

子ども家庭支援部子ども家庭支援センター地域連携担当

・事業目的

外国語通訳について支援を必要とするヤングケアラーが属する家庭において、公的機関窓口、医療機関等における手続き等に外国語対応通訳者を派遣することにより、ヤングケアラーの身体的な負担の軽減を図る。

・利用の仕組み

(1) ヤングケアラー支援コーディネーター（以下YCCと記載）に相談があったケース及びYCCがアウトリーチで発見したヤングケアラー本人と保護者からの聴取等から、ケース検討会議にかけてヤングケアラーと認定する。

(2) 本人と保護者に支援について説明し、本人と保護者が支援導入に同意する意向確認が取れた場合に支援を導入する。

※D区ヤングケアラー支援外国語対応通訳派遣事業同意書（第1号様式）

(3) YCCが支援計画を作成し、通訳派遣が決定する。

※D区ヤングケアラー支援外国語対応通訳派遣事業決定通知書（第2号様式）

(4) YCCは対象者が通訳派遣を希望する毎に派遣依頼票を事業者に提出し、支援を開始する。その後は定期的にYCCが電話及び訪問等で状況を確認する。

・通訳できる言語

英語、中国語、韓国語、その他対応可能とする言語

・事業対象家族

外国人（日本語を話すことができない者）のうち、区内に住所を有する支援の必要があると判断したヤングケアラーのいる家庭の世帯員及びその他区長が特に必要と認める家庭

・通訳利用できる内容・場面・手続き、利用頻度（定時、随時）

(1) 内容

学校の個別面談、授業参観、入園・入学案内、受診、銀行口座開設等

(2) 場面・手続き

D区内の官公庁、病院、子どもの通学・通園先など

(3) 利用頻度

9時から19時までの間、1回当たり4時間まで。年末年始は休みの場合がある。

・ 利用料

無料

・ 自治体予算規模

令和6年度予算額は約40万円。令和7年度は6年度実績がなかったため減額になった。

2.4.2 実施状況

課題

・ 事業を実施してみたの課題

潜在化している外国語を母国語とする家庭で、親の通訳の負担を負っている子どもを支援につなぐことが非常に難しく、周知・啓発活動に関しての課題がある。大使館の連携会議で周知をしたり、NPO団体にも周知に協力してもらっているが、現在も実績がないのが課題である。また、YCC（ヤングケアラーコーディネーター）につながっても「文化」の違いで「お手伝いは当たり前」だから必要ないという場合もあり、対応に苦慮している。

2.5. E自治体ヤングケアラー通訳支援事業状況

5.1 事業概要

・ 事業開始年月

令和5年5月1日

・ 事業を始めた経緯

政府の方針に則り令和4年度よりヤングケアラー支援を強化していく中で、日本語での相談対応が困難な家庭に対してもきめ細やかな相談支援が行っていくために、本事業の実施を検討した。

・ 担当部署

子ども家庭部相談課

・事業目的

ヤングケアラーを早期に把握し多面的な支援につなげていくために、日本語での相談対応が困難なヤングケアラーやその家庭に対してタブレットを用いた映像通訳サービスを介して実情を聞き取り、きめ細やかな相談支援を行えるようにすること。

・利用の仕組み（申し込み、フォロー体制）

児童相談所における相談業務で利用しているため、区民向けサービスではない。タブレット端末を通じ遠隔地にいる通訳者とやり取りしているため、来所における相談だけでなく訪問時にも活用可能。

・通訳できる言語

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ヒンディー語、タガログ語、ネパール語、ベトナム語、クメール語、インドネシア語、ミャンマー語、ロシア語、フランス語、マレー語、ウクライナ語、ベンガル語、手話

・事業対象家族

児童相談所における相談業務でかかわりのある世帯員とその関係者

・通訳利用できる内容・場面・手続き、利用頻度（定時、随時）

児童相談所における相談業務で扱う内容であれば利用可能。

・利用料

委託事業者への委託料として年間864,600円まで。

・広報

区民向けサービスではないため、広報は行っていない。

・自治体予算規模

令和7年度予算：864,600円

2.5.2 実施状況

・活用事例

①母がタイ出身の母子家庭。世帯で唯一日本語が話せる児童が役所等の手続きの中で通訳の役割を担っており、ヤングケアラーであるとして当所でもかかわりを持っていた。面談中、本児が母に付き添わなくて済むよう、多言語通訳タブレットを活用することで本児が通訳を担わずに済むよう対応を行った。

②母がフィリピン出身の世帯。家事やきょうだいの世話を担っていたタガログ語が母語の児童とやり取りをする際に多言語通訳タブレットを使用。本児の負担を軽減するためのサービスの説明や、民間の居場所事業の案内等にも通訳を活用した。

・利用に至る経路

児童相談所における相談業務において、複雑な内容の話をしなければならないとき

・他に利用しているサービス

ヤングケアラーが担う家事支援を軽減するための家事支援サービスや、民間団体が運営している子どものための居場所

・他の支援やサービス、関係機関へのつなぎ、連携状況

児童相談所における相談業務の一環で本事業を活用するため、各家庭に応じた必要なサービス等への繋ぎを行っている。

・事業実施者（委託か直営か）

委託

・通訳者の特徴

日本語検定試験1級または日本語能力試験N1相当の能力を持つ者

・事業を実施してみたの課題

一般区民に開かれていない事業となっていること、年間の利用可能時間数が限定的であるため、利用ペースを調整しなくてはならない場合がある。

・利用者や住民からの声、反響など

母国語で相談することが出来てうれしかった、という声がある。

Ⅲ. 「ことばのケア」に対する支援ニーズの考察

以下では、5つの自治体の「外国語対応通訳派遣支援」事業の実施状況から「ことばのケア」に対する支援ニーズを考察する。

1. A市の支援ニーズの考察

ことばのヤングケアラーの家庭状況を見ると、複数の生活課題を抱えながらも、自分たちから相談や支援を求める等の行為につながっておらず、ヤングケアラーを対象とした通訳派遣支援事業の利用が、家族全体の支援の入口となっているケースが多い。例えば、日本での生活に必要な行政手続きができていない家庭への支援等である。特に、福祉や医療、保育・教育などの利用ができていないケースも多い。また、必要な福祉サービスにつながっていない、こどもの教育や養育に必要な行政手続きができていないケースもある。健康保険証が使えないケースや、親が病気であるケースなど医療面での対応が必要なケースもある。さらに、こどもに障害や病気があるケースやネグレクトなど親の養育に問題があるケースもある。

ことばのヤングケアラーに必要な支援は、教育や発達面などこどもへの直接的な支援だけでなく、家族が日本で生活するために必要な親への支援である。ことばの問題が生活上の困難につながっているケースも多いことから、親への通訳支援とともに、こどもと家族が抱える複合的な課題に対応できるような家族全員の相談支援の充実が求められる。また、必要な情報を届けられるよう、情報格差の解消につながる支援も必要である。

2. B自治体の支援ニーズの考察

こどもが担う通訳の中でも医療現場の通訳は、こどもだけでなく通訳してもらった親にとっても医療従事者にとっても負担や不安が大きい。こどもが通訳することによる精神的負担も大きい。また学校を休むことで学習面での問題もある。親もこどもに通訳を頼ることによる精神的負担は大きい。医療従事者もこどもの通訳に不安を感じることも多く、診療に支障をきたすケースもある。医

療現場でのこどもの通訳は、こどもだけでなく、親にとっても医療従事者にとっても負担や不安が大きいため、これを解消する必要がある。そのために、通院などの医療現場での通訳への支援は優先して行われるべきである。こどもが医療現場で通訳しなくても親が安心して受診できるよう、医療機関で通訳対応できる体制を整備したり、医療現場の通訳支援を充実するなどが必要である。

また、親がこどもに通訳を頼っている理由や現状を考えると、通訳支援として事業を充実するだけでは利用促進にはつながりにくい。通訳はコミュニケーションとしての側面が強い。通訳者との間に信頼関係がないと通訳利用は進まない。医療現場での通訳内容はデリケートである部分が多く、通訳者と依頼者の間の信頼関係は特に重要である。このような通訳者の養成も重要な課題である。

3. C市の支援ニーズの考察

ことばが通じないことによる医療機関受診のハードルは高い。こどもが通訳することは、親にとっても医療機関にとっても助かる場面が多い。反面、こどもにとっては、親の病状を知ることですらい気持ちになったり、経済面での心配をしたり、通訳するために学校を休むこともあり、負担や影響は大きい。親もこどもに病状を知られたくないケースもあり精神的な負担は大きい。医療機関も伝えたいことが完全に伝わっているかどうかの不安がある。

医療機関受診の場合の通訳依頼の特徴として、緊急で依頼が必要になるケースもあり、通訳を調整しにくい場合がある。こうした場合、どうしてもこどもに通訳を頼みがちになる。こどもに通訳の負担が発生しないようにするためには、医療機関側で必要ときに通訳対応できる体制を整えておくことが必要になる。例えば、常時医療機関に多言語通訳機器を設置するとともに、通訳対応が必要な患者を把握し、予約患者には、予約日に必要な言語通訳を手配しておく等が挙げられる。ただし、医療機関に過度な負担がないよう、行政、通訳派遣支援事業を担う機関等が連携し、医療現場での通訳支援体制を整備することが課題である。

4. D自治体の支援ニーズの考察

ヤングケアラー通訳支援事業の利用実績はないが、潜在的に親の通訳を行う子どもは存在し、これらのこどもは学校生活に支障が生じていることが明らかになっている。潜在的に親の通訳を担う子どもを把握し、必要な支援につなぐことが必要であり、そのために、ヤングケアラー通訳支援事業がその入り口となる運用を進める必要がある。また、「ことばのヤングケアラー」は通訳以外の世話をしているケースも多いため、通訳支援事業とそれ以外の支援サービスを一体的に提供することで、通訳支援事業の利用につなげることも期待できるのではないかと。

5. E自治体の支援ニーズの考察

ヤングケアラーは児童相談所での支援対象となるケースもあるため、外国籍の家庭のヤングケアラーについてもきめ細かな支援を行ううえで、通訳支援は重要である。外国語対応通訳派遣支援事業が、児童相談所での多言語通訳タブレットを用いての相談体制の充実に活用できる取り組みであることを示している。また、本事業が通訳以外の支援サービスの利用や、関係機関との連携にも役立っていることから、児童相談所の日常的な相談業務のなかで、必要な時に通訳対応できることは、外国籍のヤングケアラー支援に有効であることがわかる。

まとめ

ことばのヤングケアラーは、外出の付き添い、通院の付き添い、家事などの通訳以外の多様なケアを担っていることが明らかになった。特に医療現場での通訳を担っている者が多く、医療現場と外国ルーツの家庭の両方にとって医療通訳への支援ニーズは高いことがうかがえる。こどもがことばのケアを担うことは、こどもの負担や影響が大きいだけでなく、通訳を頼む親にとっても精

神面での負担が大きい場面もあり、必要な支援を確実に届けることが重要である。このようなことばのヤングケアラーへの支援として、通訳支援事業が始まったが、利用は十分に進んでいない。ただし、ヤングケアラーを対象とする本事業は、潜在化しているヤングケアラーを発見できる機会となり得るものであり、こどもだけでなく家族全体の課題の把握や必要な支援につなぐことができるという点で、今後いっそうの事業の充実と利用が期待される。

「ことばのケア」が提起する課題として、「役割逆転」の問題がある。「役割逆転」とは、親が日本の生活で子どもに依存することによって親の権威が失われ、親と子の役割が逆転してしまうことである。親の日本語能力には、来日経緯や職業、居住地域などによって差がみられる。言語的ハンディを抱えている者は少なくない。日本生まれのこどもや幼少期に来日したこどもは、学校など家庭の外で日本語を使う機会が多いため、親よりも早く日本語を習得し、日本社会に適応していく。親子で受け入れ社会への適応のスピードが異なる場合に起きやすいのが親子の「役割逆転」である。

役割逆転は、子どもにとって深刻な影響を及ぼす可能性がある。役割逆転が子どもに与える影響として、精神的負担、自己肯定感の低下、共依存関係の形成、成長の妨げなどが考えられる。役割逆転によって、子どもが本来の「子どもらしさ」を奪われ、精神的に大きな負担を抱えることがある。役割逆転が続くと、子どもは「自分が頑張らなければいけない」と感じるようになり、自己肯定感が低くなることがある。また、子どもは親を支えることが当たり前になると感じ、共依存関係に陥る可能性がある。さらに、子どもは健全な成長が妨げられることがある。

「ことばのケア」のもうひとつの課題として、ケアは通訳、見守り、感情的なサポートなどの感情労働の側面が強いつことである。感情労働とは、顧客などの対人相手に「好ましい感情」を抱かせるために、自分の本当の感情を抑制したり、ある感情を演じたりすることが求められる労働である。肉体労働や頭脳労働と並ぶ第三の労働形態として、社会学者のアーリー・ホックシールドにより提唱された¹²⁾。医療通訳の現場では、医療者と患者である親の間に入っ

て、「このことばを親に伝えたら、親はどう感じるだろうか」など、親の心理や顔色をうかがいながら、医療者のことばを通訳する。「ことばのケア」はまさに感情労働にほかならない。こうした感情労働が引き起こす問題として、ストレスの蓄積により、燃え尽き症候群（バーンアウト）や無気力感などの精神的不調を引き起こす可能性がある。

「ことばのケア」はまさに子どもの健全な成長発達に深刻な影響を及ぼすものである。外国ルーツの子どもがことばのヤングケアラーにならないように、親や家族へのコミュニケーション支援を充実する必要がある。外国人が日本でぶつかる壁には、制度の壁、ことばの壁、心の壁の3つがある。これらは、1つ1つ独立したものではない。ことばの壁が制度の壁、心の壁にもつながっている。ことばの壁に対処するために、こどもが頼りにされ、こどもに過度な負担がかかっている状況が「ことばのケア」である。ことばの壁をこどもの力で乗り越えようとしても、こどもに過度な負担がかかれば、こどもの将来にも影響が生じかねない。3つの壁を乗り越えながら、家族が安心して生活できなければ、職場や社会で活躍することも難しい。そのために、こどもに過度な負担がかかることのないよう支援が必要である。

外国ルーツの人が職場や社会で活躍するためには、こどもを含む家族全体の支援が必要といえる。1人1人違った文化的背景や異なった考え方をしている人がお互いに力を合わせて社会を創っていくには、外国人も日本人もお互いに力を合わせていくことが必要である。ことばのヤングケアラーの存在をとおして、家族全員が日本で暮らし続けたい、働き続けたいと思えるような社会を創っていくための支援のあり方を考えることが必要である。そのためのこれからの外国ルーツの家族への支援は、「支援型」から「活躍型」への充実が求められていると言えよう。

【注】

- 1) 厚生労働省<<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/001301676.pdf>>（最終アクセス2025年5月18日）

- 2) 経済同友会 <<https://www.doyukai.or.jp/policyproposals/2025/250508.html>> (最終アクセス2025年5月18日)
- 3) 2025年5月16日C市情報提供内容による
- 4) Aldridge, Jo and Saul Becker, 1993, Children Who Care: Inside the World of Young Carers, Loughborough: Loughborough University, Department of Social Sciences.
- 5) 三富紀敬、2000、「在宅介護を担う児童」『イギリスの在宅介護者』ミネルヴァ書房、393-481。
- 6) 令和6年度島根県子どもの生活に関する実態調査<https://www.pref.shimane.lg.jp/education/child/kodomo/kodomonohinkon/R6_kodomo-jittaicyouusa.html> (2025年6月5日最終アクセス)
- 7) こども家庭庁 <https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e0eb9d18-d7da-43cc-a4e3-51d34ec335c1/c7ae353e/20241010_policies_young-carer_27.pdf> (2025年6月5日最終アクセス)
- 8) <https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e0eb9d18-d7da-43cc-a4e3-51d34ec335c1/628c375f/20240612_policies_young-carer_11.pdf> (2025年6月5日最終アクセス)
- 9) <https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/mext_01453.html> (2025年6月5日最終アクセス)
- 10) 2025年4月6日、こども家庭庁から情報提供内容による。
- 11) インタビュー調査の依頼は質問事項をメール送信し、同意を得られた自治体から質問調査票をメールで返信してもらった。利用実績がない自治体もあった。調査内容を確認の上、追加質問や不明な点等をオンラインで直接担当者にインタビューを行った。
- 12) 米国ボストン生まれの社会学者。カリフォルニア大学バークレー校名誉教授。フェミニスト社会学の第一人者として、過去30年にわたり、ジェンダー、家庭生活、ケア労働をめぐる諸問題にさまざまな角度から光をあてて、多くの研究者に影響を与えてきた。早くから感情の社会性に着目し、1983年には本国で著書『管理する心』（世界思想社）を発表、感情社会学という新しい研究分野を切り開いた。

【参考文献】

- 宮本恭子 (2017) 「持続可能な社会に向けた外国人労働者の受け入れに関する研究」『山陰研究』10、pp.1-19。
- 徳田剛・二階堂裕子・魁生由美子 (2019) 『地方発 外国人住民との地域づくり』晃洋書房
- 岩成俊策 (2023) 「食の現場からみた日系ブラジル人と出雲-ブラジル料理店「パイゾン」と農業への取り組み-」『山陰民族研究』28、pp.27-34。